

2024年度信州健康ゼロエネ住宅助成金

長野県では住宅分野における2050ゼロカーボン実現に向け、信州健康ゼロエネ住宅指針^{※1}の基準に適合し、**県産木材**^{※2}を活用した住宅を新築する場合に、

40～200万円を助成しています。

助成対象者

以下の①～③のいずれかに該当する県内に主たる事務所を置く者

- ① 住宅を新築する者で、住宅取得者と工事請負契約を締結する者(例:注文住宅を新築する工務店)
- ② 住宅を新築する者と工事請負契約及び住宅取得者と売買契約を締結する者
- ③ 住宅を新築する者で、住宅取得者と売買契約を締結する者

助成対象住宅

県内に新築する基本項目のすべてに適合する住宅

助成金額

基準毎の基本額に、選択項目に応じた金額を加算

ただし、地域条件等により基本項目9に適合しない場合は()内の助成金額となります。

区分	基本額	助成金額の上限
最低基準 ^{※3}	50万円(40万円)	110万円(80万円)
推奨基準 ^{※4}	120万円(110万円)	180万円(150万円)
先導基準 ^{※5}	140万円(130万円)	200万円(170万円)

助成要件

基本項目	選択基準						
1 一戸建ての住宅※6(又は店舗等の床面積が1/2未満の店舗併用住宅)	①～⑧のいずれかの要件に該当する場合は、右覧に掲げる金額を加算(加算額の上限は60万円又は40万円)						
2 住宅部分の床面積が75～280㎡							
3 県内に主たる事務所を置く者が施工	<table><tr><th>要 件</th><th>加算額</th></tr><tr><td>① 県産木材を0.12～0.16㎡/㎡使用</td><td>10万円</td></tr><tr><td>① 県産木材を0.16㎡/㎡以上使用</td><td>20万円</td></tr></table>	要 件	加算額	① 県産木材を0.12～0.16㎡/㎡使用	10万円	① 県産木材を0.16㎡/㎡以上使用	20万円
要 件	加算額						
① 県産木材を0.12～0.16㎡/㎡使用	10万円						
① 県産木材を0.16㎡/㎡以上使用	20万円						
4 一般向けの住宅見学会を実施※7	② 伝統技能を活用 (左官仕上げ壁、国産瓦葺き、県内業者製作の木製建具及び畳のいずれか2つ以上)						
5 住宅部分が最低基準、推奨基準又は先導基準に適合							
6 県産木材を3㎡又は仕上材として30㎡以上使用	③ 太陽熱利用給湯システムの設置 (集熱面積4㎡以上)						
7 耐震性能(以下の(ア)～(ウ)のいずれかを満たすもの) (ア) 建築基準法施行令第46条に定める壁量の1.25倍 (イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項に基づく住宅性能表示基準の耐震等級(倒壊等防止)等級2以上の取得 (ウ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定の取得	④ 蓄電池の設置(蓄電容量4kwh以上)						
8 災害危険区域※8及び土砂災害特別警戒区域※9の範囲外	⑤ V2H充放電システムの設置 (充電3kw以上、放電3kw以上)						
9 再生可能エネルギー設備等を設置※10 (以下の(エ)又は(オ)のいずれかを満たすもの) (エ) 太陽光発電システム(システム容量3kWh以上) (オ) 木質ペレットストーブ又は薪ストーブ	⑥ 地中熱ヒートポンプシステムの設置 (クロスドループ又はオープンループ)						
	⑦ 県が定めるゼロエネルギー達成※11						
	⑧ 長期優良住宅認定の取得						

※1 信州の恵まれた自然環境と森林資源を生かした快適で健康な「信州健康ゼロエネ住宅」の普及を促進し、その建築手法等を提示するために策定したものです。

※2 信州木材認証製品として認証を受けた木材又は県内で産出されたことが証明できる木材が対象となります。

※3 ゼロエネルギー達成に向けて最低限確保すべき基準(外皮性能及び一次エネルギー消費量削減率▲20%(再生可能エネルギーを除く))

※4 環境負荷の低減と快適性を高次元で達成する基準(外皮性能及び一次エネルギー消費量削減率▲20%(再生可能エネルギーを除く))

※5 環境負荷を極限まで抑えるチャレンジ基準(外皮性能及び一次エネルギー消費量削減率▲20%(再生可能エネルギーを除く))

※6 混構造の場合は、非木造部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満の住宅に限る

※7 普及啓発を目的として見学会を実施していただくほか、長野県公式ホームページにて事例紹介をさせていただきます。(個人が特定されない内容のみ。交付申請書をご確認ください。)

※8 建築基準法第39条第1項の規定により指定された区域

※9 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された区域

※10 地域条件等により設置が難しい場合を除きます。

※11 太陽光発電設備による創エネルギーのほか、木質バイオマス暖房設備による暖房エネルギーの低減を考慮し、正味ゼロエネルギーを達成することをいいます。

◎ 詳細は「信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱」、「信州健康ゼロエネ住宅助成金交付取扱要綱」をご確認ください。

「子育てエコホーム支援事業」、「地域型住宅グリーン化事業」、「戸建住宅ZEH化等支援事業」など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。

移住で受けられるかもしれない助成金

UIターン就業・創業移住支援金

長野県と県内市町村では担い手不足の解消、地域課題の解決、県内への移住促進のため移住支援事業に参画している自治体がたくさんあります。

助成対象

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県、大阪府から長野県へ移住し、県内で一定の就業又は創業をしようとする方

助成金額

- ・単身世帯 最大60万円※
- ・2人以上の世帯 最大100万円※
- +子育て加算 18歳未満の世帯員1人につき最大100万円※

※支給金額・要件は市町村によって異なります

共通要件

以下の条件は、移住住宅支援金を申請しようとする**すべての方**が満たす必要があります。

移住元に関する要件

- ☐ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県または大阪府（以下、「東京圏等」といいます。）に在住し、かつ、就業していたこと

※企業等に雇用されていた方については、雇用保険の被保険者としての就業に限ります（以下、同様）

※東京圏等に在住し、東京圏等の大学等に通学し、東京圏等の企業等に就職した場合、大学等への通学期間も5年間の就業期間に通算できます

- ☐ 住民票を移す直前、1年間以上連続して、東京圏等に在住し、かつ、就業していたこと

※この場合の就業期間の起算日は、住民票を移した日の3か月前まで遡れます（在住期間は遡れません）

※この場合の就業期間は、3か月以内の空白期間であれば「連続」とみなします（在住期間の空白は認められません）

移住先に関する要件

- ☐ 令和6年度において、転入先の市町村が本事業を実施していること

※実施市町村については末尾のQRコードをご確認ください

- ☐ 住民票の移動後3か月以上1年以内に、移住先市町村へ、移住支援金の交付申請をすること

- ☐ 転入先の市町村に、移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して居住する意思があること

※5年以内に転出した場合、移住支援金を返還していただく場合があります

その他の要件

- ☐ 暴力団等の反社会的勢力ではないこと、または、反社会的勢力と関係を有する者でないこと

- ☐ 日本人であること、または、外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、もしくは特別永住者の、いずれかの在留資格を有する者であること

- ☐ その他居住地の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと

世帯の要件

世帯での申請や**子育て世帯加算の申請**をする場合は、以下の要件を満たす必要があります。

2人以上の世帯の要件

- ☐ 世帯員が、移住先において同一世帯※に属していたこと

- ☐ 世帯員が、交付申請時において同一世帯※に属していること

※住民票上で同一世帯である必要があります

- ☐ 世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後3か月以上1年以内であること

- ☐ 世帯員のいずれもが、反社会的勢力、または、反社会的勢力と関係を有する者でないこと

子育て世帯加算の要件

- ☐ 申請年度の属する4月1日時点で、18歳未満である世帯員を帯同して転入したこと

- ☐ 当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上の世帯の要件」をすべて満たす者であること

就業・創業の要件

移住後のお仕事に関する要件で、以下のA～Eのいずれかに該当する必要があります。

A マatchingサイトを通じて県内企業等に就業した場合

- ☐ 求人への応募日が、マッチングサイトに求人情報が掲載された日以降であること
- ☐ 勤務地が、東京圏以外であること
- ☐ 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

B 「専門人材」として県内企業等に就業した場合

- ☐ 「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」により長野県内で就業したこと
- ☐ 勤務地が、東京圏以外であること
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- ☐ 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと

C 「テレワーカー」として移住元の業務を継続する場合

- ☐ 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
- ☐ 移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
- ☐ 所属先企業等から地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと

D 「関係人口」に該当し、県内企業等に就業した場合

- ☐ 本移住支援金における関係人口の要件に該当すること
- ☐ 就業先が、以下のいずれかであること
・マッチングサイトへの登録要件を満たす企業等 ・職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業
- ☐ 勤務地が東京圏以外であること
- ☐ 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

E 創業支援金の交付決定を受けた場合

- ☐ 移住支援金の交付申請時、創業支援金の交付決定から1年以内であること

※要件や支給金額等は各自治体によって異なります。他の住宅助成金との併用が可能かどうかは自治体によって異なります。

詳しくは各自治体の担当窓口へお問い合わせください。
事業を実施している市町村と詳細HPはこちらから→



住まいの税金早見表

住まいづくりには様々な税金がかかります。思いがけない出費に戸惑わないよう、あらかじめ把握しておきましょう。
詳しくは営業担当にお問い合わせください。

住まいの税金			軽減措置		
税の内容	課税額(率)		軽減額(率)	条 件	備 考
印紙税 土地の購入、請負の契約時の契約書に印紙を貼り、捺印することにより納付	建物請負契約	500万円超 1万円 1,000万円以下	建物請負契約、土地売買契約で1,000万円超5,000万円以下は1万円に軽減、また5,000万円超1億円以下は3万円に軽減	2027年3月31日までに作成される契約書	収入印紙の添付されない契約書は、法的には無効ではないが、添付を怠ると過怠税とあわせて必要な印紙税の3倍必要になる
	土地売買契約	1,000万円超 2万円 5,000万円以下			
	金銭消費貸借(融資借入時)	5000万円超 6万円 1億円以下			
登録免許税 新築した家の登記をする時に課税される国税	所有権保存登記	評価額の0.4%	0.15%に軽減 (長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合は0.1%)	2027年3月31日まで (床面積が50㎡以上)	司法書士が登録代行時に支払う 財形住宅融資の抵当権設定登記は非課税
	所有権移転登記(売買時)	建物 評価額の2%	0.3%に軽減 (長期優良住宅の場合は0.2% 認定低炭素住宅の場合は0.1%)		
		土地 評価額の1.5%	1.5%に軽減	2029年3月31日まで	
	抵当権設定登記	債権金額の0.4%	0.1%に軽減	2029年3月31日まで (床面積が50㎡以上)	
不動産の取得税 土地の購入や家を建てた時に1回限りで課税される都道府県民税 ●取得してから1年くらいの間に都道府県事務所から来る納税通知書の指定日までに納付	家 屋	評価額の3%	新築住宅を取得した場合評価額から1戸当り1,200万円(長期優良住宅の場合は1,300万円)を控除	床面積50㎡以上240㎡以下 長期優良住宅の特例は2026年3月31日まで	都道府県税事務所にある「不動産所得税申告書」を住宅取得後、定められた期間内に提出しなければならない
	土 地	土地(宅地)は、2027年3月31日までは固定資産税評価額×1/2の特例措置	[1㎡当たり土地の課税標準額×床面積の2倍(200㎡限度)×3%]か4.5万円のいずれか多い金額を税額から減額	土地を取得後3年以内にその土地の上に住宅を新築(原則は2年以内。期間3年間の特例は2026年3月31日まで)	
固定資産税 毎年1月1日現在に現存する不動産に対して課税される市町村民税 ●年間4回にわけて納付(ただし、一括納付也可)	評価額の1.4%(標準税率)		《家屋》 新築3年間(長期優良住宅の場合は5年間)にわたって、120㎡相当分が通常の税額の1/2に減額	2026年3月31日まで ①面積が50㎡以上280㎡以下 ②住宅割合が1/2以上	別荘以外のセカンドハウスも軽減される
			《住宅用地》 200㎡以下…評価額×1/6に軽減 200㎡超…評価額×1/3に軽減	200㎡以下…小規模住宅用地 200㎡超…200㎡までの部分は小規模住宅用地扱いで評価額×1/6で算出	小規模住宅用地…200㎡以下の住宅用地
都市計画税 (同上)	評価額の0.3%(最高税率)		《家屋》 地方自治体により軽減される場合あり		
			《住宅用地》 200㎡以下…評価額×1/3に軽減 200㎡超…評価額×2/3に軽減	200㎡以下…小規模住宅用地 200㎡超…200㎡までの部分は小規模住宅用地扱いで評価額×1/3で算出	



住まいの税金		軽減措置		
税の内容	課税額(率)	軽減額(率)	条 件	備 考
住宅ローン減税 (住宅ローン控除) 新築住宅又は既存住宅及びこれらとともに取得をする土地等の取得のために融資を受けた場合、一定の額を所得税から控除する。所得税だけで控除しきれない残高は、翌年の個人住民税から控除(上限97,500円)する。	借入限度額		①新築・取得から6ヶ月以内に入居 ②適用年の合計所得が2,000万円以下 ③床面積が50㎡以上 ※2024年末に建築確認を受けた新築住宅で40㎡以上50㎡未満の場合、合計所得金額が1,000万円以下であること ④返済期間が10年以上 ⑤その者が主として居住の用に供する家屋であること ※子育て世帯 ＝19歳未満の子を有する世帯 ※若者夫婦世帯 ＝夫婦のいずれかが40歳未満の夫婦	・居住した年の翌年3月15日までに確定申告を行う ・2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅は省エネ基準適合が必須要件
	長期優良・低炭素	4,500万円		
		5,000万円※		
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円		
		4,500万円※		
	省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		4,000万円※		
省エネ基準に適合しないその他の住宅	控除対象外			
控 除 率：0.7% 控除期間：最大13年間				
投資型減税 (認定住宅等新築等特別税額控除) 住宅ローンではなく現金で購入し、長期優良住宅等の新築等をした場合、一定額を所得税から控除する (住宅ローン控除との併用不可)	ご入居時期	2025年12月末	①その者が所有し、かつ主として居住の用に供する家屋であること ②住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること ③床面積が50㎡以上あること ④店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること ⑤合計所得金額が2,000万円以下であること	
	対象住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅		
	最大控除額	65万円		
	控除率	10%		
	控除対象限度額	650万円		

<

※この表は2024年4月1日現在の情報に基づいて作成しております。金利の変動などにより内容が変わることもあります。また、ここで紹介しきれない各種規定や条件などもございますので、詳細は営業担当にお問い合わせ・ご確認ください。 ※特例を受けられる条件等の詳しい資料をご希望の場合は営業担当にお問い合わせください。